

# 見守り 新鮮情報

スマートフォンで筋肉増強の**サプリメント**が約**500円**で購入できるという**広告**を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び**同じ商品が届き**、今度は**6千円以上**になるとの**請求書**が入って

いた。事業者には電話したところ、**4回購入が条件の定期購入**だと言われた。**画面の下**の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は**気付かなかった**。(60歳代 男性)



## 「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった!?

### ひとこと助言

契約条件を確認しよう



見守るくん

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数カ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中での解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

# 見守り 新鮮情報

**事例1** 「消費料金に関する**訴訟最終告知**のお知らせ」と書かれた**ハガキ**が届き、電話をしたら、**弁護士を名乗る者**を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて**取り下げ料10万円**を支払った。  
(60歳代 女性)

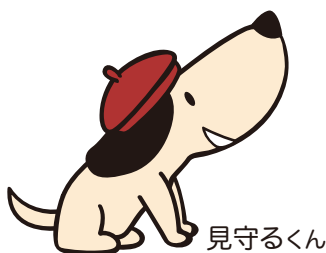
**事例2 大手通販会社**の名前で**SMS**が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと**法的措置**を取るとあったので電話をしたら、**未納サイト料金を請求**された。**19万円**、さらに**50万円**分の**プリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。(60歳代 男性)



## 架空請求

## 心当たりのない請求は無視!

### ひとこと 助言



見守るくん

- 架空請求の請求手段は、電話、ハガキ、メール、SMS(ショートメッセージサービス)など様々です。
- 実在の事業者名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元にさらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡してはいけません。
- 不安に思ったら、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

## 見守り 新鮮情報

見知らぬ事業者から「平成から**年号が  
変わる**。天皇陛下の**アルバム**を買わないか」と**電話**があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。

本来8万円だが、

3万8千円で買えると言われた。最終的に**断った**のに一方的に自宅にアルバムが**配送**され、夫が**受け取って**しまった。

(70歳代 女性)



©KurosakiGen

# 天皇陛下の退位に 便乗した商法にご注意

## ひとこと助言

注意して



見守るくん

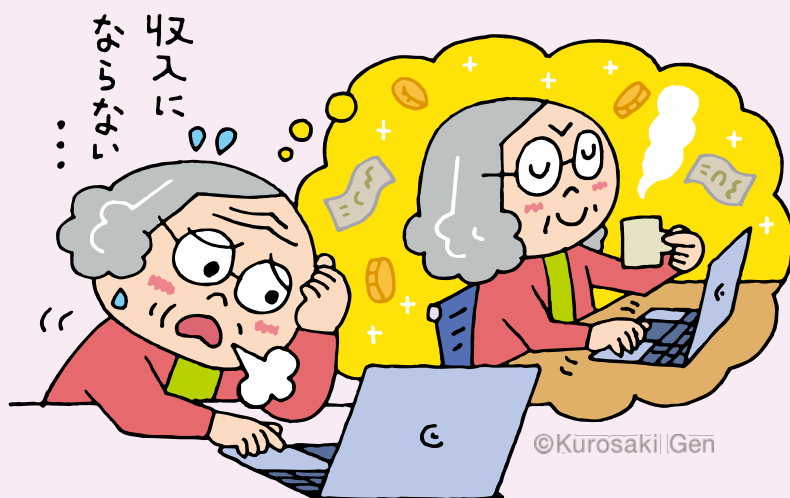
- 天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
- 話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。
- 注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

## 見守り 新鮮情報

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約**30万円**で**情報商材**とソフトウェアを**購入**したが、ソフトウェアが起動せず、**収入が得られない**。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという**上位のコース**を

勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、**断り切れず契約**したが、その後**連絡はなく、全くフォローもない**。

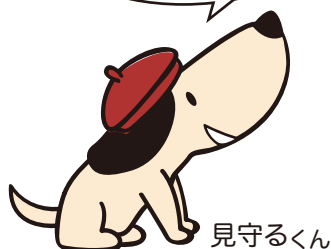
(60歳代 女性)



# 簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル

## ひとこと助言

簡単には  
もうかりません



見守るくん

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確認することが出来ないため、安易に信用して事業者に連絡しないでください。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。